

中学校・外国語（英語）

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P78～87参照）

作成に当たっては、小学校や高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮する。

- (1) 新設された主な配慮事項は次の4点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現、文法の知識を五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
 - イ 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とすること。
 - ウ 言語活動で扱う題材は、国語科や理科、音楽科など、他の教科等で学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。
 - エ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の3点である。
 - ア 学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通じた目標の実現を図るようにすること。その際、領域別の目標が明確に示されたことにより、学習到達目標を設定すること。
 - イ 言語活動に必要な言語材料について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、小学校の学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。
 - ウ ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P87～93参照）

- (1) 新設もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の2点である。
 - ア 言語材料は、平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。また、言葉の学びには、聞いたり読んだりして理解できる力と自ら話したり書いたりできる力があることに留意すること。
 - イ コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の6点である。
 - ア 音声指導は、発音練習等を通して指導し、発音と綴りとを関連付けて指導すること。
 - イ 文字指導では、筆記体を指導することもできることに留意すること。
 - ウ 文法事項の指導について、次の事項に留意すること。
 - ・ 関連ある文法事項はまとめて整理し、効果的な指導ができるよう工夫すること。
 - ・ 文法はコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。
 - ・ 用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。
 - エ 辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。
 - オ ペア・ワーク、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫すること。
 - カ 視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 引き続き配慮する主な事項は次の1点である。
 - ア 道徳科などとの関連を考慮しながら、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。